令和８年（フ）第８９号
佐賀県伊万里市東山代町脇野4720番地３
債務者　森近　伊吹
１　決定年月日時　令和８年８月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第９０号
佐賀県伊万里市東山代町脇野4720番地３
債務者　山口　桂
１　決定年月日時　令和８年８月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第５２４号
京都市南区上鳥羽南鉾立町19番地１、前住所京都市山科区西野今屋敷町78番地１　ランタナ102
債務者　天野　善夫
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７１３号
京都市西京区牛ケ瀬奥ノ防町49番地２　丸昌ハイツ　305
債務者　青石　達哉
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７９７号
京都市伏見区竹田藁屋町72番地　アクアパレス402
債務者　粟津　実桜
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８５１号
京都市下京区麩屋町通松原下る上鱗形町512番地１　シャトーニシムラ　220
債務者　田野　大輔
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８７１号
京都府長岡京市勝竜寺２番16号
債務者　久保川玲子
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８２４号
広島市安佐南区東原１丁目６番４－402号
債務者　中山　正司
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６２号
神奈川県横須賀市池田町６丁目５番２号
債務者　ポーティック彩奈カオヒナニ
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１６４号
神奈川県横須賀市佐野町１丁目12番地ラフォーレ佐野２－201
債務者　矢田絵莉子
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１７６号
神奈川県横須賀市長坂４丁目１番Ｄ－108号
債務者　石川　桂子
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１８２号
神奈川県横須賀市三春町４丁目15番地　サンハイツ堀の内１－705
債務者　和田紀久子
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２３６号
神奈川県小田原市酒匂５丁目18番54号　ハイツ花田３　201号
債務者　伊藤　利夫
１　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２８３号
神奈川県平塚市横内2332番地の４　パステルローズⅠ－202号
債務者　古谷　良守
１　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３１５号
神奈川県伊勢原市伊勢原１丁目20番11号　小泉ビル302号
債務者　菊地　夏恋
１　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３３１号
神奈川県厚木市妻田北２丁目11番17号
債務者　佐藤　由美
１　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１７４号
千葉県印西市竜腹寺458番地11
債務者　知野　亮介
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部